

健生支第 563 号
平成 30 年 6 月 1 日

生活保護指定介護事業者 各位

横浜市健康福祉局生活支援課長

「訪問型サービス」の集合介護券についてのお知らせ

平素より、本市生活保護行政にご協力いただきありがとうございます。

平成 30 年 4 月からの、本市における介護予防・日常生活支援総合事業の取り扱いの変更に伴う集合介護券の取り扱いについて、周知いたします。

訪問型サービス（(みなし)、サービスコード A 1）から訪問型サービス（(独自)、サービスコード A 2）に移行された指定介護事業所のうち、生活保護システムへ訪問型サービス（独自）の情報が反映されていない指定介護事業所に発送される集合介護券は、サービス名称が「【使用不可】訪問型サービス（みなし）」となっていますが、「訪問型サービス」及び「横浜市訪問型生活援助サービス」の介護券についてのお知らせ」（健生支 286 号 平成 30 年 4 月 26 日付横浜市健康福祉局生活支援課長通知）のとおり、**請求に必要な情報の変更はありません。**
そのため、サービス名称が「【使用不可】訪問型サービス」の集合介護券でも、従前どおりの請求が可能です。

生活保護システムへの指定情報等の反映後は、当該サービスコードを反映した集合介護券を発行します。このとき、各事業所へは「生活保護法における指定介護機関のみなし指定のお知らせ」を送付します。また、旧サービスコードで介護券を既に発行している月について、遡って介護券の発行は行いません。

どうぞよろしく申し上げます。

横浜市健康福祉局生活支援係
介 護 担 当
TEL 045 - 671 - 2366